

三位一体改革について

1. 確認書 . . . p 1
2. 三位一体の改革について（政府・与党合意） . . . p 2
3. 平成18年度における厚生労働省の国庫補助金改革 . . . p 7
4. 母子家庭の自立支援の課題と今後の方向 . . . p10

確 認 書

- ① 14日提出経常補助金 ▲ 109
- ② 施設整備費とこれと一体の措置 ▲ 1,800
- 施設整備費 ▲ 500 (注)
- 施設介護給付費 ▲ 1,300
- (国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)
- (注) 施設整備費の税源移譲割合は50%
- ③ 児童扶養手当 (3/4→1/3) ▲ 1,805
- ④ 児童手当 (2/3→1/3) ▲ 1,578

計 ▲ 5,292

この合意に当たって、以下の点について確認する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

平成17年11月29日

内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済財政政策担当大臣

三位一体の改革について

平成17年11月30日

政府・与党

三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、平成18年度までに、4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの確実な実現を図るため、検討を進めてきた。

政府・与党は、昨年11月の「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、かつ、地方の意見を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲について、下記のとおり合意する。

なお、地方交付税の見直しについては、今後の予算編成を通じて具体的な調整を行う。

地方分権に向けた改革に終わりはない。

政府・与党としては、18年度までの改革の成果を踏まえつつ、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

国庫補助負担金の改革については、平成18年度において、上記「政府・与党合意」において同年度に行うことを決定済みの改革に加え、別紙1のとおり、税源移譲に結びつく改革(6,540億円程度)を行う。

昨年度までの決定分（3.8兆円程度）に加え、今回の税源移譲に結びつく改革、さらにスリム化の改革及び交付金化の改革を進めることにより、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を達成する。

(2) 各分野

イ. 文教

義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。

また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。

ロ. 社会保障

児童扶養手当（3/4→1/3）、児童手当（2/3→1/3）、施設費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国（政府・与党）と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

ハ. 施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の5割の割合で税源移譲を行うものとする。

また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

消防防災施設整備費補助金 等（総務省）

公立学校等施設整備費補助金（文部科学省）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 等（厚生労働省）

資源循環型地域振興施設整備費補助金 等（経済産業省）

二. その他

公営住宅家賃対策等補助の減額に当たっては、年度間や地域間の変動に対応した支援を国としての的確に行うとともに、社会的弱者への住宅セーフティネットを実現するという国の責務を確実に果たすことができる仕組みを整備することとする。

なお、今後の予算編成過程において検討される制度改正については、適切に対処する。

2. 税源移譲について

- (1) 税源移譲は、上記1. 及びこれまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、別紙2のとおり、3兆円規模とする。
- (2) この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、別紙2の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

平成 18 年度における国庫補助負担金改革

	改革額	概要
総務省	10 億円程度	消防防災施設整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金
文部科学省	170 億円程度	公立学校等施設整備費補助金
厚生労働省	5,290 億円程度	児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金（公立分）、医療施設等施設整備費補助金（公立分）等
農林水産省	340 億円程度	農業・食品産業強化対策推進交付金、農業共済事業事務費負担金、農山漁村地域活性化推進交付金、水産業振興等推進交付金、米需給調整総合対策事業推進費補助金 等
経済産業省	70 億円程度	小規模企業等活性化補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金
国土交通省	620 億円程度	公営住宅家賃対策等補助
環境省	40 億円程度	産業廃棄物適正処理推進費補助金、交付地方債元利償還金補助金
合計	6,540 億円程度	

(注) 上記は、昨年 11 月の政府・与党合意において 18 年度に行うことが決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金を含む）以外で、税源移譲に結びつく改革に該当するもの

1. これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の税源移譲を行う。

2. 上記1. の税源移譲は、次のとおりとする。

(1) 今回決定分	6,100億円程度
・厚生労働省	5,020億円程度
・文部科学省	90億円程度
・農林水産省	300億円程度
・経済産業省	50億円程度
・国土交通省	610億円程度
・環境省	30億円程度
・総務省	5億円程度

(2) 既決定分	2兆3,990億円程度
税源移譲額 合計	3兆0,090億円程度

(注) 既決定分は、昨年の政府・与党合意で決定済みのもの(暫定措置とされた義務教育費国庫負担金分8,500億円程度を含む。)及び平成16年度分の合計額。

3. 平成18年度予算においては、上記2. の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

平成18年度における厚生労働省の国庫補助金改革

- ① 14日提出経常補助金 ▲ 109
→【別紙1参照】
- ② 施設整備費とこれと一体の措置 ▲ 1,800
施設整備費 ▲ 500 (注)
→【別紙2参照】
施設介護給付費 ▲ 1,300
(国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)
(注) 施設整備費の税源移譲割合は50%
- ③ 児童扶養手当 (3/4→1/3) ▲ 1,805
- ④ 児童手当 (2/3→1/3) ▲ 1,578

計 ▲ 5,292

廃止・縮減国庫補助（負担）金

●経常的な国庫補助（負担）金

○医療施設運営費等補助金の一部	29億円
・救命救急センター（公立分）	
・病院内保育所運営費（公的分）	
○医療施設等設備整備費補助金（公立分）の一部	10億円
・医療機器（公立分、ただし、へき地、遠隔医療に係るものを除く）	
○疾病予防対策事業費等補助金の一部	26億円
・地域保健関係職員等対策事業	
・地域保健推進特別事業	
・感染症対策基盤整備事業費	
・がん・循環器診療施設情報ネットワーク事業	
・結核特別対策促進事業費（うち、一般対策分）	
・地域リハビリテーション推進事業	
○在宅福祉事業費補助金の一部	17億円
・日常生活用具給付等事業（老人分）	
・介護予防・地域支え合い事業の一部	
○保健衛生施設等設備整備費補助金の一部	0.3億円
・地域中核循環器病センター、健康科学センター、農村検診センター等に係るもの（公立分）	
○身体障害者保護費負担金	1億円
・身体障害者適正判定等事業費	
・訪問診査費	
○次世代育成支援対策交付金の一部	20億円
・延長保育加算（公立分）	
○医療関係者養成確保対策費等補助金の一部	5億円
・看護師等養成所運営費（公的分）	

計 109億円

廃止・縮減の対象となる施設整備費

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち、390億円程度
特別養護老人ホーム、老人保健施設等に係る経費

○その他110億円程度

・次世代育成支援対策施設整備交付金のうち、
公立保育所、児童相談所（一時保護施設分を除く）、婦人
相談所（一時保護施設分を除く）に係る経費

・保健衛生施設等施設整備費補助金のうち、
保健所、市町村保健センターに係る経費

・医療施設等施設整備費補助金のうち、
公立施設（へき地関係を除く）、養成所施設（公的分）等
に係る経費

・社会福祉施設等施設整備費補助・負担金のうち、
公立の障害者施設等に係る経費

計500億円程度

母子家庭の自立支援の課題と今後の方向

課題

今後の基本方向

《政策の転換》

- ①「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換
(平成14年法改正)
- ②地方自治体における就業支援事業の実施
(平成15年度～)
- ③児童扶養手当の支給制限(平成15年度～)
(受給期間が5年を超える場合、手当の一部減額を行うこととし、平成20年度から開始)

～児童扶養手当の見直し～

○就業・自立に向けた総合的な支援に関する地方の役割・責任の拡大

- どの自治体に住んでも、就業・自立支援策を享受できるようにする。
- 地域の様々な資源を活用し、経済的支援と就業・自立支援とをバランス良く実施。

○これと併せ、地方の財政負担の拡大

- ・役割・責任に応じた負担

[具体的方向]

- ・児童扶養手当事務と就業・自立支援との連携強化
- ・国庫負担率 3/4 → 1/3

○子育て支援、就業支援策を積極的に活用することが母子家庭の自立に直結

- ・自立のための支援方法は自治体ごとの工夫、自立支援に活用できる社会資源やネットワークは地域ごとに様々
- ・個々の母子家庭の状況に応じて経済的支援と子育て・就業支援とを有機的に組み合わせるなど、総合的なコーディネートが不可欠

三位一体の改革

「地方にできることは地方に」

・税源移譲

・地方の役割・責任の拡大

〈母子家庭の現状〉

急増する母子世帯

- ・123万世帯(H15)
- (5年前に比べ28%増)

母子の若年化の進行

- ・母子家庭となった時の平均年齢
- 母33.5歳、子4.8歳
- (子が18歳に達するまで約13年)

就業率は高いが、不安定な地位で就業

- ・8割を超える就業率
- ・うちパート49%、
- 常用雇用39%

不就業の者でも、高い就業意欲

- ・不就業者のうち、約86%が「就職したい」と回答

母子家庭の自立に向けた総合的なサービスの提供が不可欠

①子育て・生活支援

- ・保育所への優先入所等、子育て支援サービスの提供
- ・日常生活支援サービスの提供
- ・各種生活相談(養育費の確保等)

②就業支援

- ・就業相談、就業に関する情報提供
- ・職業能力開発等への支援
- ・雇用・就業機会の増大

③経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・母子寡婦福祉貸付金

〈あるべき方向〉

自治体による自立支援のための総合的なコーディネートが不可欠

○総合的な相談窓口

- ・手当事務と他の就業・自立支援策との連働

○母子家庭の個々の状況に応じた自立支援プログラム(メニュー)の作成と実施

- ・地域の各種社会資源の活用

保育所、学校、子育てNPO、児童福祉施設、母子寡婦福祉団体、民生委員・児童委員、ハローワーク など

児童手当について

1. 平成18年度児童手当制度の拡充(案)(概要) . . . p 1
2. 児童手当・年金国庫負担について(政府・与党合意) . . . p 2

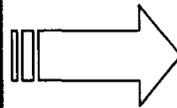
平成18年度 児童手当制度の拡充(案)(概要)

- 次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引上げを行う。
- また、現行の所得制限の考え方のもとで、できるだけ多くの人々を対象とするため、支給率がおおむね90%となるよう、所得制限額の引上げを行う。

改正前

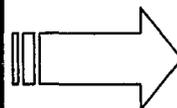
改正後

○支給対象年齢
小学校第3学年修了まで
・支給対象児童数
約940万人



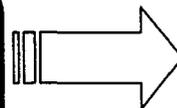
小学校終了まで
・支給対象児童数
約1,310万人

○所得制限(政令事項)
780万円
被用者 収入ベース(年間)
(非被用者は596.3万円)
夫婦と児童2人の世帯の場合



860万円
被用者 収入ベース(年間)
(非被用者は780万円)
夫婦と児童2人の世帯の場合

○費用負担(公費部分)
国2/3 地方1/3
(※ 別途事業主負担あり)



国1/3 地方2/3
(※ 別途事業主負担あり)

※ 手当額は現行どおり(第一、二子 5,000円 第三子以降 10,000円/月額)

児童手当・年金国庫負担について

平成17年12月15日

政府・与党

平成18年度予算に関し、次のとおり合意する。

1. 児童手当の取扱いについて

児童手当の支給対象年齢を、平成18年4月より、小学校第3学年修了時までから第6学年修了時までに引き上げるものとする。併せて、支給率を概ね90%まで引き上げるものとする。

2. 基礎年金国庫負担割合の取扱いについて

基礎年金国庫負担割合については、現行の国庫負担割合（ $1/3 + 11/1,000$ ）に2,200億円を加算し、 $1/3 + 25/1,000$ とするものとする。